

平成 19 年 1 月 9 日

## 指定調査機関に関する自治体アンケートについて

社団法人土壌環境センター

「土壌環境施策に関するあり方懇談会（第 5 回）」において当センター荻原から「指定調査機関に関する自治体へのアンケート結果」について発言したところであるが、その概要は次のとおり。

### 1．前回報告したアンケート結果

都道府県及び政令市全 153 自治体に対し、アンケート調査（平成 19 年 10 月）を実施した結果、143 自治体から返事があった。

このうち「法律を契機とする調査について、指定調査機関の技術的能力が不十分なため問題を生じたか」という問いに対して 116 自治体から回答があり、そのうち「ある」との回答が 29 自治体（25%）からあった。

### 2．「生じた問題」の内容

上記アンケートで「ある」と回答した 29 自治体の「生じた問題」の内容についてであるが、調査計画の作成段階で自治体に相談があり、試料採取ポイントの設定方法や汚染のおそれの区分の判断が不適切であったため指導を行ったなどの事例がみられた。

また、そのなかには、調査・分析をやり直させた事例や報告書を書き直させた事例もみられた。

### 3．以上のことから、指定調査機関の一部には能力の向上が課題と考えられるものがある。

なお、法律に基づく調査の場合には、都道府県等への報告に際してチェックを受けるので、調査方法等について一定のレベルが確保されていると考えられる。